2020 年 10 月 16 日

【委員長談話】

内閣・自民党合同葬儀への弔意表明の押しつけに抗議します

宮城県高等学校・障害児学校教職員組合
執行委員長　高橋　正行

宮城県教育委員会は10月15日、文科省が都道府県教育委員会に対して発出した「故中曽根康弘氏の内閣・自由民主党合同葬儀への弔意表明」ついての通知を、県立学校および市町村教育委員会に伝達しました。

一政党がとりおこなう葬儀について学校などに弔意を表明するように求めることは、教育基本法第 14 条が禁止する特定の政党を支持する活動にあたり、教育基本法第 16 条に明記された「不当な支配」にあたります。また、弔意表明を強制することは憲法第 19 条の思想・信条の自由に抵触し、個人の内心を統制することにほかならず到底容認することは出来ません。

文科省からの連絡に対して、都道府県教育委員会の中には、学校における特定政党の支持につながる活動であることから学校現場には伝えないという当然の判断をした府県がある一方で、宮城県教育委員会は10月15日、この通知を県立学校および市町村教育委員会に伝達しました。私たちは、国からの指示だというだけで無批判に従う宮城県教委の姿勢は、教育行政の独立性を著しく損なうものであり見過ごすことができないと考えます。

また、学校で弔旗掲揚等がおこなわれるならば、週休日である土曜日に弔旗掲揚等をするために出勤を命じられる教職員がいることも、きわめて不適切であり看過できません。

宮城県高等学校・障害児学校教職員組合は、こうした宮城県教育委員会の、学校現場を顧みず国の意向には無批判に従う主体性のない姿勢に対して強く抗議し、その撤回を求めるとともに、多くの人々と力を合わせ、憲法をいかし、民主主義にもとづく政治の実現と、学問の自由と教育の自由の保障を求めてたたかいをすすめる決意です。

以上